

**市内の空間線量率観測結果
2ヶ月も通常の範囲内でした**



毎日午前9時に、上越地域消防事務組合管内の各消防署において、地上1メートルで測定した値（月間の平均値、最小値、最大値）は、いずれも通常の値である毎時0・016〜0・16マイクローシベルトの範囲内でした。

環境政策課（☎025・520・5690）

公文書への公印の押印を省略する取り組みを進めています

公共施設予約システムの導入など行政手続きのデジタル化に伴い、市が発出する公文書の一部について、市長印などの押印を省略しています。詳しくは、各手続の担当課へお問い合わせください。

総務課（☎025・520・5603）

65歳以上（第1号被保険者）の介護保険料が変わります

令和6〜8年度の介護保険

料の基準額は月額6450円で、令和5年度と比べて月額233円安くなります。保険料は、国民健康保険などを参考にしながら、所得に応じて、段階区分を17段階に増やし、負担能力に応じて所得の多い人から多く納めていただくように設定しています。

令和6年度の保険料額は4月中旬に通知します。

高齢者支援課（☎025・520・5706）



後期高齢者医療制度の保険料が変わります

後期高齢者医療保険料は2年に一度見直しており、令和6・7年度の保険料率は、均等割額を4万4200円（3800円の増）に、所得割率を8・61パーセント（0・77ポイントの増）に引き上げます。保険料は、国が示す基礎数値と今後の被保険者数や医療費の動向を踏まえ算定し、財政均衡を保てるよう設定しています。



令和6年度の保険料は7月

中旬に通知します。

新潟県後期高齢者医療広域連合（☎025・285・3222）、国保年金課（☎025・520・5717）



国保年金保険料に関するお知らせ

令和6年度の国民年金保険料は、月額1万6980円です。上越年金事務所国民年金課（☎025・524・4112）

国民年金保険料の納付を猶予します。猶予期間は、障害基礎年金や老齢基礎年金受給の対象期間となりますが、老齢基礎年金の受給額には計算されません。10年以内であれば、猶予期間の保険料を後納できます。

対象となる大学や専門学校などに在学中の学生で前年の所得が基準額以下の人。4月1日以降に学生証の写しや在学証明書原本などを添付して国保年金課（☎025・520・5716）、各総合事務所、南・北出張所、上越年金事務所国民年金課（☎0

25・524・4112）



上越市シニアパスポート

高齢者の皆さんが健康を維持し、生きがいのある充実した生活を送れるよう、70歳以上の人を対象に「シニアパスポート」を配布しています。対象施設で提示すると、利用料などが半額程度になるほか、協賛事業者によるサービスの提供を受けることができます。

令和6年度中に70歳になる人には、3月末に郵送します。再発行は、問合せ先または各総合事務所受付け付きます。※利用は、本人のみ有効です。不正に利用した場合は返還していただく場合があります。

高齢者支援課（☎025・520・5708）



上越市若者奨学金返還支援助成金の登録申請

30歳以下の若者を対象に、奨学金の返還額の一部を支援します。対象要件や助成額な

ど詳細は、市ホームページをご覧ください。※令和5年度に登録した人は申請不要。

環境政策課（☎025・520・5626）

令和6年度登録申請

7月1日〜9月30日 ※ただし、令和5年度中に対象要件を満たしていた人で、未申請の場合は4月1日以降に問合せ先へご連絡ください。



公共下水道整備見直し区域の下水道使用料を減免

公共下水道整備を見直した区域内で、民間事業者などが下水道を整備した場合に、下水道使用料を減免します。対象期間：令和10年度までに工事が完了するもの。減免額：整備に要した調査設計費・工事費と、市が設計・積算した工事費のいずれか低い額の75パーセント相当額（最長8年間）。生活排水対策課（☎025・520・5793）

